

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和6年				令和5年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
	全産業合計		(5) 122	(5) 122	50	1	(6) 147	(6) 148	46	-26	-17.6	100.0
	除く鉱業計		(5) 122	(5) 122	50	1	(6) 147	(6) 148	46	-26	-17.6	100.0
	製造業		20	20	7		21	21	7	-1	-4.8	16.4
内 訳	食料品		9	9	5		9	9	5			7.4
	木材木製品		1	1						1		0.8
	紙・パルプ		1	1	1		2	2		-1	-50.0	0.8
	窯業・土石		1	1						1		0.8
	金属・機器		3	3			4	4		-1	-25.0	2.5
	輸送用機械		2	2						2		1.6
	その他		3	3	1		6	6	2	-3	-50.0	2.5
	鉱業											
	土石採取		1	1						1		0.8
	建設業		7	7	1	(3) 10	(3) 10	1	-3	-30.0	5.7	
内 訳	土木工事業		2	2			3	3		-1	-33.3	1.6
	建築工事業		4	4	1	(2) 4	(2) 4					3.3
	木造建築業						1	1		-1	-100.0	
	その他の 工事業		1	1		(1) 2	(1) 2	1	-1	-50.0	0.8	
	道路貨物運送業		(2) 14	(2) 14	5		21	21	6	-7	-33.3	11.5
	その他の運輸業		8	8	3	(2) 7	(2) 7	3	1	14.3	6.6	
	陸上貨物取扱業		1	1	1		1	1			0.8	
	港湾荷役業						2	2		-2	-100.0	
	林業		1	1		1	2	3		-2	-66.7	0.8
	漁業											
	卸売・小売業		14	14	11		11	11	7	3	27.3	11.5
	清掃業		8	8	4		4	4	2	4	100.0	6.6
	ゴルフ場		1	1	1					1		0.8
	その他の事業		(3) 47	(3) 47	17		(1) 68	(1) 68	20	-21	-30.9	38.5

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

()内は交通事故で内数です。

転倒災害は内数です。

令和6年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和6年3月末現在）

業種別	区分	令和6年				令和5年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			3	3	3		5	5	3	-2	-40.0	2.5
畜 産 業			9	9	2		11	11	5	-2	-18.2	7.4
理 美 容 業												
その他の 商 業			2	2	2					2		1.6
金融・広告業			(1) 2	(1) 2	1					2		1.6
映画・演劇業												
通 信 業			(1) 1	(1) 1			(1) 5	(1) 5	2	-4	-80.0	0.8
教育・研究業												
保健・衛生業			22	22	7		36	36	7	-14	-38.9	18.0
飲 食 店			(1) 4	(1) 4			2	2	1	2	100.0	3.3
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			2	2	1		3	3	2	-1	-33.3	1.6
その他の 事 業			2	2	1		6	6		-4	-66.7	1.6
合 計			(3) 47	(3) 47	17		(1) 68	(1) 68	20	-21	-30.9	38.5

令和6年 死亡災害発生状況

(令和6年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
<h2>死亡労働災害は発生していません。</h2>							

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	合計
死亡件数	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	54 (10)

死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



1 建設工事着工期労働災害防止運動について

令和5年の当署管内の建設業における労働災害発生状況は、死亡災害が1件、休業4日以上災害が43件でした。

4月1日から6月30日までの期間において「建設工事着工期労働災害防止運動」が展開されておりますので、現場が動き出す着工期における安全衛生管理体制の再確認や安全意識の定着に向けた取組をお願いいたします。



2 足場からの墜落防止措置の強化について（一側足場の使用範囲の明確化）

令和6年4月1日から、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります（一部例外あり）。なお、幅が1メートル未満の場所であっても、可能な限り本足場を使用してください。

また、事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際の点検者の指名、足場の組み立て、一部解体、変更等の後の点検における点検者氏名の記録・保存、については、既に令和5年10月1日から義務化されておりますので、併せて対応をお願いいたします。



関連するリーフレットを掲載しているホームページへのリンク先の2次元コードを右脇に示しています。確認の上、取組の参考としてください。